



# 埼玉県報

第84号  
令和2年(2020年)  
2月28日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年告示第393号）の一部改正（消防防災課）
- 越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）

- 県営土地改良事業熊谷中央地区（区画整理事業）の工事完了（大里農林振興センター）
- 保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり課）
- 保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり課）
- 県営土地改良事業明戸北部地区（区画整理事業）計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 建設業法第29条第1項に基づく許可取消処分（建設管理課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告（建築安全課）
- 建築士免許の取消し（建築安全課）
- 放置違反金収納事務委託契約の告示（交通指導課）
- 県道さいたまふじみ野所沢線の区域の変更（川越県土整備事務所）

## 正誤

- 埼玉県条例第22号中訂正（社会福祉課）

## 告示

### 埼玉県告示第百三十三号

平成十三年埼玉県告示第百九十三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について）の一部を次のように改正し、令和元年十月十二日から適用する。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

第二条第一号ハ中「三百二十円」を「三百三十円」に改め、同号ニ中「生活」を「避難生活」に改め、同号ホ中「生活」を「避難生活」に、「に避難」を「で避難生活」に改め、同条第二号中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改め、同号イ中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改め、同号イ(2)中「五百六十一万円」を「五百七十一万四千元」に改め、同号ロ中「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改める。

第三条第一号ハ中「千四百十円」を「千六十円」に改める。

第四条第三号イ中「一万八千五百円」を「一万八千八百円」に、「三万六百元」を「三万二千二百円」に、「二万三千八百円」を「二万四千二百円」に、「三万九千七百元」を「四万四百円」に、「三万五千百元」を「三万五千八百円」に、「五千二百円」を「五万六千二百円」に、「四万二千元」を「四万二千八百円」に、「六万四千五百円」を「六万五千七百円」に、「五万三千二百円」を「五万四千二百円」に、「八万二千二百円」を「八万二千七百円」に、「七千八百円」を「七千九百円」に、「一万二千二百円」を「一万四千四百円」に改め、同号ロ中「六千元」を「六千百元」に、「九千八百円」を「一万円」に、「八千百元」を「八千三百円」に、「一万二千八百円」を「一万三千円」に、「一万二千二百円」を「一万二千四百円」に、「一万八千四百円」を「一万五千百元」に、「二万五千五百円」を「二万九千九百元」に、「一万八千七百円」を「一万九千九百元」に、「二万七千七百円」を「二万七千六百元」に、「三千五百円」を「三千六百元」に改める。

第七条第一号中「若しくは半焼し」を「半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け」に改め、同条第二号中「五十八万四千元」を「次に掲げる額」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千元

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円

第九条第三号ロ(1)中「四千四百円」を「四千五百円」に改め、同号ロ(2)中「四千七百元」を「四千八百円」に改め、同号ロ(3)中「五千百元」を「五千二百円」に改

める。

第十条第三号中「二十一万千三百円」を「二十一万五千二百円」に、「十六万八千九百円」を「十七万二千円」に改める。

第十一条第二号ニ(1)中「三千四百円」を「三千五百円」に改め、同号ニ(2)中「五千三百円」を「五千四百円」に改める。

第十二条第二号中「十三万五千四百円」を「十三万七千九百円」に改める。

第十四条第一号イ(1)中「二万二千三百円」を「二万五千五百円」に改め、同号イ(2)中「一万五千二百円」を「一万五千五百円」に改め、同号イ(3)中「一万五千四百円」を「一万五千五百円」に改め、同号イ(4)中「一万五千三百円」を「一万五千元」に改め、同号イ(5)中「一万四千六百円」を「一万四千七百円」に改め、同号イ(6)中「二万四千七百円」を「二万五千三百円」に改め、同号イ(7)中「二万五千九百円」を「二万六千五百円」に改め、同号イ(8)中「二万五千八百円」を「二万六千四百円」に改める。

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十四号

越谷市から越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県告示第百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
わかば内科医院	鳥谷部 武志	春日部市小渕一五九三	令和二年一月一日
松本内科医院	松本 浩	上尾市浅間台三―二九―一六	令和二年一月一日
医療法人社団碧水会 みんなのあげおクリニック	医療法人社団碧水会	上尾市愛宕一―一六―一五 STAGE上尾南五階	令和元年十二月一日
こうほく腎・泌尿器科クリニック	南田 諭	鴻巣市原馬室三八三三―一	令和二年一月一日
さとう埼玉リウマチクリニック	医療法人さとう埼玉リウマチクリニック	戸田市笹目一―三三―七	令和元年十一月一日
医療法人社団礼美会 かわぐち内科クリニック	医療法人社団礼美会	所沢市東所沢三―三六―七 四	令和二年一月一日
医療法人社団忠尽会 所沢肛門病院	医療法人社団忠尽会	所沢市小手指町一―三―三	令和二年一月一日

訪問看護ステーションあやめ日高	富家訪問看護ステーションふじみ野	訪問看護ステーションいつき上尾	薬局アポック 旭ヶ丘店	サザンクロス薬局	とまと薬局 上里店	ひまわり薬局 鴻巣店	たな歯科クリニック	狭山アゼリア歯科クリニック	ホワイト歯科
株式会社ファーストナース	医療法人社団富家会	株式会社ハートヴィレツジ	株式会社日本アポック	株式会社アクビス	有限会社スケガワ	有限会社エム・アイ・イー	棚池 亮太	林 祐樹	遠藤 純聡
日高市高萩六四〇―九ノ一 ブルマンション一階A―二	ふじみ野市苗間二九一―二	上尾市泉台二―一八―一四 上信泉台ハイツ一〇―一	日高市高萩二四三五―七	坂戸市泉町二―一五―一シ ルクハイツ一階	児玉郡上里町神保原町七五 八―一	鴻巣市原馬室三八三四―三	坂戸市末広町一―一（二階）	狭山市上奥富一―二六―一 イオン狭山一―一九区画	上尾市原新町一九―四エス テート北上尾一〇―一
令和二年二月一日	平成三十一年二月一日	令和元年十二月一日	令和二年二月一日	令和二年二月一日	令和二年二月一日	令和二年一月一日	令和二年一月一日	令和二年一月一日	令和二年一月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
渡邊 宏幸		村山秋津ステーション	東京都東村山市秋津町五―二五―九一―二〇二	令和二年三月一日
伊藤 航		からだ元気治療院 鍼灸 世田谷北沢店	東京都世田谷区代沢五―二八―一五二八―DZ―一〇一	令和二年一月六日
黒田 治美		からだ元気治療院 草加北店	草加市新栄二―二六―三	令和二年一月一日
藤野 薫		レイス治療院	深谷市東方町三―二―一四	令和元年十二月三十日
川崎 憲彦		優愛健康堂鍼灸整骨院	白岡市千駄野一―〇五―一 篠崎第二ビルF	令和二年一月九日
須藤 正人		ふう接骨院	三郷市中央三―四―一	令和二年一月十四日
坂本 大樹		たかのは接骨院	三郷市岩野木三六	令和二年二月一日
佐藤 剛		飯能駅前接骨院	飯能市柳町二三―五	令和元年十月一日



# 告示

## 埼玉県告示第百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人社団若山医院 わかやま耳鼻咽喉科クリニック	名称	若山医院	医療法人社団若山医院 わかやま耳鼻咽喉科 クリニック
セイムス蕨中央薬局	名称	蕨中央薬局	セイムス蕨中央薬局
パール薬局溝沼店	名称	平成薬局	パール薬局溝沼店
パール薬局三芳町店	名称	みずほ台薬局	パール薬局三芳町店
パール薬局鶴瀬店	名称	信和薬局	パール薬局鶴瀬店
パール薬局鶴瀬西店	名称	スマイル薬局	パール薬局鶴瀬西店
パール薬局新座店	名称	かもめ薬局	パール薬局新座店
パール薬局新座北野店	名称	くるみ薬局	パール薬局新座北野店
パール薬局西みずほ台店	名称	彩薬局	パール薬局西みずほ台店

有限会社行田調剤センター さくらヶ丘調剤薬局	開設者名称	有限会社行田市薬剤師会調剤センター	名	有限会社行田調剤センター
有限会社行田調剤センター	開設者名称	有限会社行田市薬剤師会調剤センター	名	有限会社行田調剤センター
有限会社行田調剤センター	開設者名称	有限会社行田市薬剤師会調剤センター	名	有限会社行田調剤センター
有限会社行田調剤センター	開設者名称	有限会社行田市薬剤師会調剤センター	名	有限会社行田調剤センター
有限会社行田調剤センター	開設者名称	有限会社行田市薬剤師会調剤センター	名	有限会社行田調剤センター
有限会社行田調剤センター	開設者名称	有限会社行田市薬剤師会調剤センター	名	有限会社行田調剤センター
有限会社行田調剤センター	開設者名称	有限会社行田市薬剤師会調剤センター	名	有限会社行田調剤センター
有限会社行田調剤センター	開設者名称	有限会社行田市薬剤師会調剤センター	名	有限会社行田調剤センター
有限会社行田調剤センター	開設者名称	有限会社行田市薬剤師会調剤センター	名	有限会社行田調剤センター
有限会社行田調剤センター	開設者名称	有限会社行田市薬剤師会調剤センター	名	有限会社行田調剤センター

二 指定施術機関

氏名		変更事項	
所在地	名称	所在地	名称
亀井 三郎	施術所	変更前	変更後
相川 哲野	施術所	(追加)	セリオ治療院
石井 俊彦	施術所	(追加)	本庄市前原二一六 一五森川マンション 二〇四
	施術所	(追加)	KEIROW上尾ステーション
	施術所	(追加)	上尾市原新町一九 一友光ビルF
	施術所	(追加)	訪問マッサージ おひさまの手
	施術所	(追加)	八潮市大瀬一〇九 一〇九
	施術所	(追加)	八潮市鶴ヶ曾根一 四二九―二五

# 告 示

## 埼玉県告示第百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
わかば内科医院	春日部市小淵一五九三	令和元年十二月三十一日
医療法人社団 耆婆 扁鵲 みどり耳鼻咽 喉科	北葛飾郡松伏町上赤岩八四 一―一―二	令和元年十二月三十一日
さとう埼玉リウマチ クリニック	戸田市笹目一―三三―七	令和元年十月三十一日
新井耳鼻咽喉科	所沢市西所沢一―六―五	令和元年十二月一日
所沢肛門病院	所沢市小手指町一―三―三	令和元年十二月三十一日
かわぐち内科クリニ ック	所沢市東所沢三―三六―七 四	令和元年十二月三十一日
今福歯科医院	戸田市下前一―九―二八萩 原ビル二F	令和元年十二月三十一日

富家訪問看護ステーションふじみ野	のとや薬局	萩原薬局	スギ薬局 鴻巣人形店	たな歯科クリニック
ふじみ野市苗間二九一―二	北本市東間一―六七	児玉郡上里町神保原町七八七	鴻巣市人形一―四―二三	坂戸市末広町二
平成三十一年一月三十一日	令和二年一月一日	令和元年十二月三十一日	令和元年十一月三十日	令和元年十二月三十一日

# 告示

## 埼玉県告示第三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
吉岡たかはし歯科	熊谷市万吉三二七二	令和二年二月二十日

# 告示

## 埼玉県告示第百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	休止年月日
医療法人社団志光会 東 所沢クリニック	所沢市東所沢一―三―一〇	令和元年十一月一日

告 示

埼玉県告示第四百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	このす共生病院	所在地	鴻巣市本町六 一五―一八	開設者名	医療法人社団 鴻愛会	サービスの種類	訪問看護 訪問リハビリ テーション	指定年月日	令和元年九月一日
	みやしろ薬局		南埼玉郡宮代 町百間一〇四 〇―四		株式会社飛鳥 薬局	介護予防居宅 療養管理指導	訪問看護 介護予防訪問 リハビリテー ション		平成二十八年七 月一日
	ウエルパーク調 剤薬局入間市 駅前店		入間市豊岡一 ―二―一七		株式会社ウエ ルパーク	介護予防居宅 療養管理指導	訪問看護 訪問リハビリ テーション		令和二年一月一 日
						居宅療養管理 指導			

草加内科呼吸 ケアクリニック			コスモス歯科	飛鳥薬局羽生 店	あるる デイサー ビス	
草加市草加一  四 五			新座市馬場一  二 三三	羽生市東五  一七 二七 ASA KABA ビル一階	秩父市黒谷一 七二九	
医療法人ア ンブルメイ カンパニー			大西 正明	株式会社飛鳥 薬局	有限会社ノア	
介護予防居宅 療養管理指導	介護予防訪問 リハビリテー ション	居宅療養管理 指導	訪問リハビリ テーション	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導	通所介護
平成二十四年十 二月一日			令和元年十一月 一日	令和元年五月一 日	令和元年九月一 日	



# 告示

## 埼玉県告示第四百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
トータルケアシステム 蘭風園	事業所名 称	在宅介護支援 センター蘭風 園	トータルケア システム 蘭 風園	居宅介護支援
医療法人社団若山 医院わかやま耳 鼻咽喉科クリニック	事業所名 称	医療法人社団 若山医院	医療法人社団 若山医院わか やま耳鼻咽喉 科クリニック	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導
ふいつとねすデイ寿 通所介護事業所	事業者所 在地	本庄市寿二 一―五	本庄市一二一 六―一	通所介護

# 告示

## 埼玉県告示第四百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称					所在地					サービスの種類					休止年月日				
東所沢クリニック					所沢市東所沢一―三― 一〇お茶の水一―号館一― 階					訪問看護					令和元年十一月一日				
					訪問看護					訪問リハビリテーション					居宅療養管理指導				
					介護予防訪問看護					介護予防訪問リハビリテーション					介護予防居宅療養管理指導				

# 告示

## 埼玉県告示第四百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
草加内科呼吸ケア クリニック	草加市草加一 四―五	訪問リハビリテ ーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問リハ ビリテーション	平成二十四年十一 月三十日
さわやか毛呂山リ ハビリデイサービ ス	入間郡毛呂山町 前久保一〇九― 二四―一〇三	介護予防居宅療養 管理指導 通所介護	平成二十八年三月 三十一日
		介護予防通所介護	平成三十年三月三 十一日

くるみデイサービス	
本庄市小島三一 一六一二六	
通所介護	介護予防通所介護
平成二十八年三月 三十一日	平成三十年三月三 十一日

## 告 示

### 埼玉県告示第百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カインズ朝霞店

埼玉県朝霞市根岸台三丁目一番十二の一部

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社カインズ 代表取締役 高家正行

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カインズ 代表取締役 高家正行

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号 外未定

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年十月十五日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一万二千八百三十一平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七四三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一九八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一〇八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 九六・一五立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前六時三十分から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和二年二月十四日

二 縦覧期間

令和二年二月二十八日から令和二年六月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年二月二十八日から令和二年六月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

## 埼玉県告示第四百四十五号

県営土地改良事業熊谷中央地区（区画整理事業）の工事を平成三十年一月三十日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十六号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一イ 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

児玉郡神川町（次の図に示す部分に限る。）

ロ 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

ハ 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村

に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二イ 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

児玉郡神川町（次の図に示す部分に限る。）

ロ 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

ハ 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村

に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。）



## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十七号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
比企郡ときがわ町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
比企郡ときがわ町（次の図に示す部分に限る。）
    - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
  - エ 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業明戸北部地区（区画整理事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 縦覧期間

令和二年三月二日から令和二年三月三十一日まで

#### 二 縦覧場所

深谷市役所

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和二年二月十八日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

伸友電設株式会社

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県戸田市美女木一丁目三十二番四十三号

ハ 代表者の氏名

北原 誉人

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十六）第四六五二三号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

伸友電設株式会社の役員は、覚せい剤取締法違反の罪により、名古屋地方裁判所から懲役二年二月（執行猶予四年）の判決を受け、平成三十年十一月二十三日、その刑が確定している。

このことは、法第八条第十二号（役員等のうちに第七号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当することから、法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消し事由に該当する。

## 告 示

### 埼玉県告示第五百十号

令和元年埼玉県告示第五百十六号で公示した公共測量は、令和元年一月三十一日終了した旨測量計画機関である公益社団法人埼玉県農林公社から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十一号

令和元年埼玉県告示第百九十三号で公示した公共測量は、令和二年二月十四日終了した旨測量計画機関である寄居町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県告示第百五十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
令和二年三月二十三日午前十時	株式会社エヌエスコーパーション	白田 俊夫	神奈川県鎌倉市稲村ガ崎一丁目十五番二十三号（宅地建物取引業法上の事務所所在地埼玉県さいたま市大宮区仲町二丁目二十七番地）

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号  
埼玉教育会館四〇三会議室

# 告示

## 埼玉県告示第百五十三号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は名称	ING株式会社
氏名（法人にあつては代表者の氏名）	市川聖愛（宅地建物取引業法上の代表者の氏名市川優愛）
主たる事務所の所在地	埼玉県川越市新富町二丁目三十三番九（宅地建物取引業法上の所在地埼玉県川越市喜多町二番地六）

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 免許の取消しをした年月日  
令和二年二月二十五日
- 二 免許の取消しを受けた建築士の氏名  
堀越 香津子
- 三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別  
二級建築士
- 四 第二号に掲げる者の登録番号  
第二八七四四号
- 五 免許取消しの理由  
建築士法第九条第一項第一号による



# 告示

## 埼玉県告示第百五十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の十六の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託する。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
放置違反金の収納の取りまとめに関する事務	東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本間洋	令和二年三月一日から令和五年二月二十八日までの間
直営店及び加盟店における放置違反金の収納に関する事務	東京都中央区日本橋一丁目一番一号 国分グローサーズチェーン株式会社 代表取締役 横山敏貴	同右
	東京都港区港南一丁目八番二十七号 株式会社しんきん情報サービス 代表取締役 飯吉真	同右
	北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セイコーマート 代表取締役 丸谷智保	同右
	東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブン－イレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦	同右
	東京都港区芝浦三丁目一番二十一号 株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤田貴司	同右
	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一	同右

株式会社ポプラ 代表取締役 目黒俊治	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地 一 ミニストップ株式会社 代表取締役 藤本明裕	東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 山崎製パン株式会社 代表取締役 飯島延浩	東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン 代表取締役 竹増貞信
	同右	同右	同右

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたまふじみ野所沢線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
番一地先まで	入間郡三芳町大字上富字東永久保二一六一番一地从先から同郡同町大字上富字東永久保二一六一番一地先まで	区 間
一八・〇〇〃 二九・五五	一八・〇〇〃 二九・五五	敷地の幅員 (メートル)
三五・一三		延長 (メートル)
ある。		備考

平成二十一年十二月二十二日付け川越県土整備事務所長告示第三十七号の道路予定区域の一部変更である。

## 正 誤

埼玉県条例第二十二号（令和元年十二月二十四日第六十七号）中訂正

ページ 行

一 前から七から九

誤

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の適正化等に関する条  
例

目次

正

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の適正化等に関する条  
例

被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（平成二  
十五年埼玉県条例第十六号）の全部を改正する。

目次